

ID: 4

担当部署: 財政課

処分の概要	庁舎の目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	柴田町役場庁舎管理規則 第5条第1項ただし書		
例規番号	昭和48年規則第16号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (庁舎の目的外使用)</p> <p>第5条 庁舎は、別に定めがある場合を除くほか、公務以外の目的で使用してはならない。ただし、日常の業務の遂行を妨げず、かつ、庁舎における秩序の維持及び災害の防止に支障がないと認められるもので、特に町長が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により町長の許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日